

○大子町就学援助規則

平成19年3月30日

教育委員会規則第8号

改正 平成19年12月25日教委規則第11号

平成21年12月22日教委規則第9号

平成22年9月27日教委規則第12号

平成25年6月28日教委規則第9号

平成27年3月30日教委規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(平19教委規則11・平21教委規則9・一部改正)

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 大子町立小学校又は中学校に就学している児童（法第18条に規定する学齢児童をいう。以下同じ。）又は生徒（同条に規定する学齢生徒をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 保護者 児童生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(平21教委規則9・一部改正)

(対象者)

第3条 就学援助を受けることができる者は、町内に住所を有する保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 要保護者に準ずる程度に困窮していると大子町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める者

(平21教委規則9・一部改正)

(就学援助の種類)

第4条 就学援助の種類は、別表に定めるとおりとする。ただし、前条第1号に該当する保護者で、生活保護法第13条に規定する教育扶助が行われているものにあつては、修学旅行費、医療費及び通院費のみ就学援助を行うものとする。

(平21教委規則9・全改)

(就学援助の額)

第5条 就学援助の額は、毎年度予算の範囲内において、別表に定めるところによる。

(平21教委規則9・全改)

(就学援助の認定申請)

第6条 就学援助を受けようとする保護者(以下「申請者」という。)は、毎年度、就学援助認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、第3条第1号に該当する保護者が申請する場合は、添付すべき書類を省略することができる。

(1) 所得を有する世帯全員の源泉徴収票又は町県民税及び所得税の申告書の写しその他の前年の所得額を確認できる書類

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

2 前項の場合において、申請者に係る児童生徒が在学する学校の校長(以下「校長」という。)は、要保護及び準要保護児童生徒に係る世帯票(様式第2号。以下「世帯票」という。)を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

(平21教委規則9・一部改正)

(就学援助の認定等)

第7条 教育委員会は、前条に規定する申請があつたときは、その内容を審査の上、認定の可否を決定し、就学援助認定通知書(様式第3号)又は就学援助否認定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の認定を行うに当たり必要があると認めるときは、校長又は民生委員に意見を求めることができる。

3 教育委員会は、第1項の規定による通知のほか、世帯票により認定の結果を校長に通知するものとする。

(就学援助の支給)

第8条 教育委員会は、前条第1項の規定により就学援助の認定を受けた保護者(以下「認

定保護者」という。) に対し、当該認定保護者からの請求に基づき就学援助を支給するものとする。

- 2 前項の場合において、認定保護者は、就学援助の請求及び受領に関する権限を委任状(様式第5号)により校長に委任することができる。

(平21教委規則9・一部改正)

(就学援助の取消し等)

第9条 教育委員会は、認定保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、就学援助の認定を取り消すものとする。

- (1) 第3条に定める要件に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により就学援助の支給を受けたとき。

- 2 教育委員会は、認定保護者が前項第2号の規定により就学援助の支給を受けたときは、当該就学援助の全部又は一部を、当該認定保護者から返還させるものとする。

(平21教委規則9・一部改正)

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、就学援助に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年教委規則第11号)

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則(平成21年教委規則第9号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の太子町就学援助規則については、平成21年10月1日から適用する。

附 則(平成22年教委規則第12号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の太子町就学援助規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の太子町就学規則の規定によりなされた申請その他の行為は、改正後の太子町就学援助規則の規定によりなされた申請その他の行為

とみなす。

附 則（平成 25 年教委規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年教委規則第 4 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条，第 5 条関係）

（平 21 教委規則 9 ・ 追加，平 22 教委規則 12 ・ 平 25 教委規則 9 ・ 平 27 教委規則 4 ・ 一部改正）

就学援助の種類及び額

種類	定義	限度額
学用品費	児童生徒が通常必要とする物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（実験及び学習材料費を含む。）の購入費	(1) 児童 3, 420 円 (2) 生徒 9, 320 円
通学用品費	児童生徒（第 1 学年の者を除く。）が通常必要とする通学用品（通学用靴，雨靴，雨傘，上履き，帽子等）の購入費	児童生徒 2, 230 円
校外活動費	児童生徒が学校行事として校外活動（修学旅行を除く。）に参加するために直接必要な交通費及び見学料（宿泊を伴うものは，学年を通じて 1 回に限る。）	(1) 宿泊を伴わないもの ア 児童 1, 550 円 イ 生徒 2, 240 円 (2) 宿泊を伴うもの ア 児童 3, 570 円 イ 生徒 6, 010 円
体育実技用具費	体育の授業の実施に必要な体育実技用具（柔道，剣道，スキー及びスケートに係る用具）で，当該授業を受ける児童生徒全員が個々に用意することとされているものの購入費	購入費に相当する額
新入学児童生徒学用品費等	小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品及び通学用品（ランドセル，カバン，通学用服，雨靴，雨傘，上履き，帽子等）の購	(1) 児童 20, 470 円 (2) 生徒 23, 550 円

	入費	
修学旅行費	児童生徒が修学旅行（小学校又は中学校を通じ、それぞれ1回に限る。）に参加するために直接必要な交通費，宿泊費，見学科及び均一に負担すべきこととなるその他の経費	経費に相当する額
通学費	児童生徒（片道の通学距離が，児童にあつては4キロメートル以上，生徒にあつては6キロメートル以上の者に限る。）が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合に要する交通費	公共交通機関の定期代に相当する額
学校給食費	児童生徒の学校給食に要する経費で，保護者が負担するもの	保護者が負担する経費に相当する額
医療費	児童生徒が学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定める疾病にかかった場合に当該疾病の治療のための医療に要する経費	経費に相当する額
通院費	児童生徒（医療機関との距離が4キロメートル以上ある学校に在学し，治療のため公共交通機関を利用する者に限る。）が上記治療のための通院に要する交通費	交通費に相当する額
クラブ活動費	小学校又は中学校のクラブ活動（課外の部活動を含む。以下同じ。）の実施に必要な用具等で，当該活動を行う児童又は生徒全員が個々に用意することとされているものについて，当該用具又はその購入費及び当該活動を行う児童又は生徒全員が一律に負担すべきこととなる経費	(1) 児童2,710円 (2) 生徒29,600円
生徒会費	小学校又は中学校の生徒会費（児童会費，学級費，クラス会費を含む。以下同じ。）として一	(1) 児童4,570円 (2) 生徒5,450円

	律に負担すべきこととなる経費	
PTA会費	小学校又は中学校において，学校・学級・地域等を単位とするPTA活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費	(1) 児童3,380円 (2) 生徒4,190円

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

大子町教育委員会 様

保護者 住 所  
氏 名



就学援助認定申請書

次のとおり 年度の就学援助の認定を受けたいので申請します。

1 児童生徒の氏名

学校名	学年	氏 名	性 別	学校名	学年	氏 名	性 別
			男・女				男・女
			男・女				男・女

2 家庭の状況(保護者本人を含む。)

氏名(続柄)	生年月日	職業・勤務先 又は学校・学 年	同 居 別 居 の 別 別	病気・療養 の 有 無 (期間)	住 宅 の 形 態	家庭の状況
(本人)			同居・別居	有・無	1 持家 2 借家 3 借間	
( )			同居・別居	有・無		
( )			同居・別居	有・無		
( )			同居・別居	有・無		
( )			同居・別居	有・無		
( )			同居・別居	有・無		

3 申請理由(該当する番号を○で囲んでください。)

<p>1 生活保護法の適用を受けている。</p> <p>2 町民税が非課税又は減免されている。</p> <p>3 個人の事業税が減免されている。</p> <p>4 固定資産税が減免されている。</p> <p>5 国民年金の掛金が減免されている。</p> <p>6 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けている。</p> <p>7 児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の支給を受けている。</p> <p>8 生活福祉資金の貸付を受けている。</p> <p>9 失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は公共職業安定所登録日雇労働者である。</p> <p>10 その他(申請理由を具体的に記入してください。)</p> <p>( )</p>
---



年 月 日

様

大子町教育委員会



就学援助認定通知書

先に申請のありました就学援助については、 年 月から次のとおり認定しましたので通知します。

学校名	学年	児童生徒氏名	就学援助の種類													
			学用品費	通学用品費	校外活動費	体育実用具費	新入学児童生徒学用品費等	修学旅行費	通学費	学校給食費	医療費	通院費	クラブ活動費	生徒会費	P T A 会費	

(注) ○印が支給対象です。ただし、医療費及び通院費は、学校保健安全法施行令第8条に定める疾病にかかった場合のみ対象となります。

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

様

大子町教育委員会



就学援助否認定通知書

先に申請のありました就学援助については、審査の結果、次の理由により認定できませんでしたので通知します。

学校名	学年	児童生徒氏名	学校名	学年	児童生徒氏名

(理由)

様式第5号(第8条関係)

委 任 状

私は、大子町立 学校長 を代理人と定め、次の者に係る 年  
度就学援助の請求及び受領に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

大子町教育委員会 様

保護者 住 所  
氏 名



学 年	児童生徒氏名	学 年	児童生徒氏名

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第7条関係）

（平21教委規則9・平22教委規則12・一部改正）

様式第4号（第7条関係）

様式第5号（第8条関係）

（平21教委規則9・一部改正）